



峡南広域行政組合情報誌

2011 VOL. 57号に

掲載されました。

**住宅用火災警報器が未設置の方は、平成23年5月31日までに**

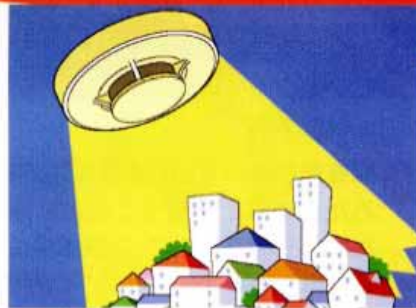
## 全ての住宅に住宅用火災警報器が設置義務化 設置期限せまる!

### 1.なぜ「住宅用火災警報器」が必要なのか?

- 火災の発生に気づくのが遅れて、「逃げ遅れ」によって多くの方がなくなっています。
- 火災の発生時間は、22時から翌朝の6時までの就寝時間帯に多く発生しています。
- 9割が住宅火災で亡くなっています。
- 6割が65歳以上の高齢者です。

### 2.いつまでに取り付ければいいのか?

新築住宅については平成18年6月1日からすでに義務付けられていますが、既存の住宅については、平成23年5月31日までに取り付けください。罰則規定はありません。



### 住宅用火災警報器の設置場所例



子供部屋(寝室)



階段(2階に寝室がある場合)



主寝室

就寝中の逃げ遅れを防ぐ為に、**寝室及び2階に寝室がある場合は、階段にも**設置義務があります。管内のアンケート調査によると、出火の危険性の高い台所(任意)のみの設置が多く見られました。

消防署や市町村が、直接住宅用火災警報器等を訪問販売することはありません。また、特定の業者に商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。



台所(任意)

ご不明な点は最寄の峡南消防本部または消防署まで。 <http://www.kyonan.jp>  
 北部署(055-272-1919) 中部署(0556-62-5119) 南分署(0556-66-2119)